

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課・自然保護課・県民活動推進課・行政システム改革課・人事課
根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日公布、平成 20 年 12 月 1 日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により民法、特定非営利活動促進法、医療法、商工会法及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正されること等に伴う規定整備</p> <p>1 愛媛県県税賦課徴収条例 特定の財団法人について、新制度への移行手続きにかかわらず法人格の特定をするための改正 「財団法人日本ゴルフ協会」 「財団法人日本ゴルフ協会（昭和 62 年 10 月 1 日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」</p> <p>2 愛媛県県立自然公園条例 民法が改正されるため、法人の特定方法を自然公園法と同様に改正 「民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の法人」 「<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>」</p> <p>3 特定非営利活動促進法施行条例 NPO 法人の設立・解散の届出・清算終了の届出・仮理事の選任・特別代理人の選任・清算人の氏名等の届出について、<u>根拠条項が「特定非営利活動促進法において準用する民法」から「特定非営利活動促進法」に改められたため、根拠条項を改正</u></p> <p>4 愛媛県事務処理の特例に関する条例 (1) 医療法人の名称等の決定・仮理事の選任・特別代理人の選任・清算人の登記の届出・清算終了の届出について、<u>根拠条項が「医療法において準用する民法」から「医療法」に改められたため、根拠条項を改正</u> (2) 商工会の清算終了の届出について、<u>根拠条項が「商工会法において準用する民法」から「商工会法」に改められたため、根拠条項を改正</u></p> <p>5 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されるため、引用する文言を改正 「<u>公益法人等</u>」 「<u>公益的法人等</u>」</p> <p>6 附則改正 ・教育職員の給与等に関する特別措置条例（5 の条例名を引用） 「<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」 「<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>」</p>	
施行日	平成 20 年 12 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>整備法の概要 法律の改正 294 本 廃止 4 本 主な改正事項 ・民法第 1 編第 3 章（法人）のうち、社団法人・財団法人に関する規定を削除 ・社団法人・財団法人に関する経過措置（特例民法法人として従前の例により存続し、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人へ移行） ・民法を引用していた個別法の規定を改正</p>	

